

改正後	改正前
農業土木工事共通仕様書 目次	農業土木工事共通仕様書 目次
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 [略] 第2章 材料 第1節～第12節 [略] 第3章 施工共通事項 第1節～第21節 [略] 第2編 工事別編 第1章 ほ場整備工事 [略] 第1節～第12節 [略] 第2章 農用地造成工事 第1節～第9節 [略] 第3章 舗装工事・道路改良工事 第1節～第14節 第4章 <u>水路トンネル工事</u> 第1節～第8節 [略] 第5章 水路工事 第1節～第15節 [略] 第6章 河川及び排水路工事 第1節～第15節 [略] 第7章 管水路工事 第1節～第19節 [略] 第8章 畑かん施設工事 第1節～第12節 [略] 第9章 トンネル（NATM） 第1節～第9節 [略] 第10章 フィルダム工事 第1節～第14節 [略] 第11章 コンクリートダム工事 第1節～第8節 [略] 第12章 PC橋工事 第1節～第7節 [略] 第13章 橋梁下部工事 第1節～第7節 [略] 第14章 頭首工工事 第1節～第9節 [略] 第15章 機場下部工事 第1節～第6節 [略] 第16章 地すべり防止工事 第1節～第15節 [略] 第17章 PCタンク工事 第1節～第11節 [略] 第18章 ため池改修工事 第1節～第7節 [略] 第19章 植栽工 第20章 推進工事 第1節～第5節 [略] 第21章 ボーリング工 第1節～第3節 [略]	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 [略] 第2章 材料 第1節～第12節 [略] 第3章 施工共通事項 第1節～第21節 [略] 第2編 工事別編 第1章 ほ場整備工事 [略] 第1節～第12節 [略] 第2章 農用地造成工事 第1節～第9節 [略] 第3章 舗装工事・道路改良工事 第1節～第14節 第4章 <u>水路</u> <u>水路トンネル工事</u> 第1節～第8節 [略] 第5章 水路工事 第1節～第15節 [略] 第6章 河川及び排水路工事 第1節～第15節 [略] 第7章 管水路工事 第1節～第19節 [略] 第8章 畑かん施設工事 第1節～第12節 [略] 第9章 トンネル（NATM） 第1節～第9節 [略] 第10章 フィルダム工事 第1節～第14節 [略] 第11章 コンクリートダム工事 第1節～第8節 [略] 第12章 PC橋工事 第1節～第7節 [略] 第13章 橋梁下部工事 第1節～第7節 [略] 第14章 頭首工工事 第1節～第9節 [略] 第15章 機場下部工事 第1節～第6節 [略] 第16章 地すべり防止工事 第1節～第15節 [略] 第17章 PCタンク工事 第1節～第11節 [略] 第18章 ため池改修工事 第1節～第7節 [略] 第19章 植栽工 第20章 推進工事 第1節～第5節 [略] 第21章 ボーリング工 第1節～第2節 [略]

改正後	改正前
<p>第22章 農業集落排水管路工事 第1節～第8節 [略]</p> <p>第23章 農業集落排水処理場工事 第1節～第7節 [略]</p> <p>第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、共通仕様書の適用に当たり、熊本県農林水産部所管工事検査規程取扱要領（令和2年4月15日改正）及び「農業土木請負工事監督要領」<u>（令和6年（2024年）4月1日）</u>による監督・検査体制のもとで、建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、これら監督、検査（「熊本県工事検査規程」（昭和43年訓令甲第20号）（以下「検査規程」という）の第2条に規定するしゅん工検査、一部しゅん工検査、中間検査、出来形部分検査をいう）に当たっては、「熊本県会計規則（昭和60年3月26日規則第11号）（以下「会計規則」という）第80条に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. ～7. [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. ～6. [略]</p> <p>7. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。</p> <p>8. ～36. [略]</p> <p>37. 工事検査とは、検査職員が契約約款第31条、第37条及び第38条に基づいて給付の完了の確認のために行う、検査規程第2条に規定する検査をいう。</p> <p>38. ～52. [略]</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-6 請負代金内訳書</p> <p>1. 受注者は、契約約款第3条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、内訳書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注時は契約後、土曜日、日曜日及び祝日等熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に規定する熊本県の休日（以下「熊本県の休日」という。）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日等熊本県の休日を除き10日以内に、完成時は工事完成後（工事完成通知書（しゅん工届）の提出日をいう。）、土曜日、日曜日及び祝日等熊本県の休日を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>3. [略]</p>	<p>第22章 農業集落排水管路工事 第1節～第8節 [略]</p> <p>第23章 農業集落排水処理場工事 第1節～第7節 [略]</p> <p>第1章 総則 [新 設]</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、共通仕様書の適用に当たり、熊本県農林水産部所管工事検査規程取扱要領（令和2年4月15日改正）及び「農業土木請負工事監督要領」<u>（平成25年4月1日）</u>による監督・検査体制のもとで、建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、これら監督、検査（「熊本県工事検査規程」（昭和43年訓令甲第20号）（以下「検査規程」という）の第2条に規定するしゅん工検査、一部しゅん工検査、中間検査、出来形部分検査をいう）に当たっては、「熊本県会計規則（昭和60年3月26日規則第11号）（以下「会計規則」という）第80条に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. ～7. [略]</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. ～6. [略]</p> <p>7. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。</p> <p>8. ～36. [略]</p> <p>37. 工事検査とは、検査職員が契約約款第31条、第37条及び第38条に基づいて給付の完了の確認のために行う、検査規程第2条に規定する検査をいう。</p> <p>38. ～52. [略]</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。 <u>なお、該当する事案がない場合は、監督職員へその旨、書面又は口頭報告するなどにより行うものとする。</u></p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-6 請負代金内訳書</p> <p>1. 受注者は、契約約款第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注時は契約後、土曜日、日曜日及び祝日等熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に規定する熊本県の休日（以下「熊本県の休日」という。）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から熊本県の休日を除き10日以内に、完成時は工事完成後（工事完成通知書（しゅん工届）の提出日をいう。）、熊本県の休日を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>3. [略]</p>

改正後

1-1-13 工事の下請負

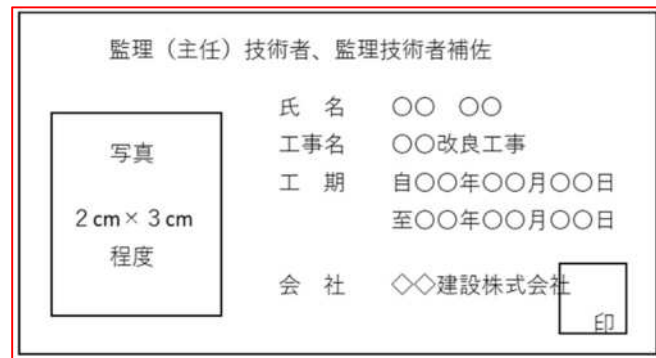
受注者は、下請負に付する場合には、契約約款第6条の規定のほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
(2) 下請負者が、熊本県の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。
(3) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。なお、下請け契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1-1-14 下請確認票、施工体制台帳及び施工体系図

- 1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合、契約約款第7条の規定に基づき下請負者の通知に関して、「下請契約報告事務取扱要領」(令和3(2021)年7月2日付監第241号改正)により、下請確認票を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事を施工するために下請け契約を締結した場合、建設業法第24条の7の規定にしたがって記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
3. [略]
4. 本条第2項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。

また、監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。



[注1]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2]所属会社の社印とする。

図1-1-1名札の標準図

1-1-16 調査・試験に対する協力

- 1. [略]
2. 公共事業労務費調査
(1)~(3) [略]
(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負者を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. ~4. [略]
5. 受注者は、当該工事が「熊本県建設工事低入札価格調査実施要領」(令和4年4月1日告示第286号一部改正)の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として、「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次の各号に掲げる措置を取らなければならない。
(1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容のヒヤリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
(2)~(4) [略]
6. [略]

改正前

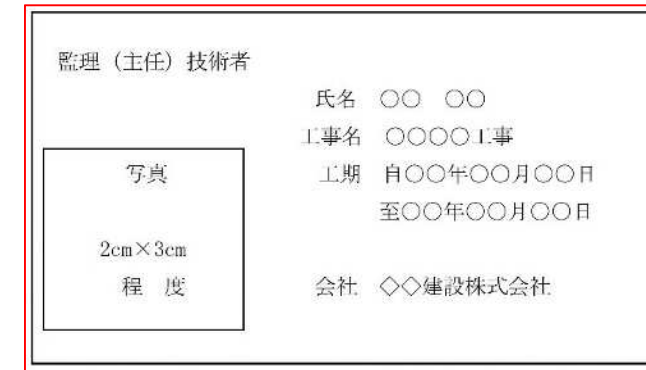
1-1-13 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、契約約款第6条の規定のほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
(2) 下請負人が、熊本県の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。
(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。なお、下請け契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1-1-14 下請確認票、施工体制台帳及び施工体系図

- 1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合、契約約款第7条の規定に基づき下請負者の通知に関して、「下請契約報告事務取扱要領」(令和3(2021)年7月2日付監第241号改正)により、下請確認票を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事を施工するために下請け契約を締結した場合、建設業法第24条の7の規程にしたがって記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
3. [略]
4. 本条第2項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。



[注]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

1-1-16 調査・試験に対する協力

- 1. [略]
2. 公共事業労務費調査
(1)~(3) [略]
(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. ~4. [略]
5. 受注者は、当該工事が「熊本県建設工事低入札価格調査実施要領」(令和2年9月29日告示第747号)の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として、「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次の各号に掲げる措置を取らなければならない。
(1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容のヒヤリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
(2)~(4) [略]
6. [略]

改正後	改正前
<p>1-1-17 工事の一時中止</p> <p>1. 発注者は、契約約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-5 1 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等において、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者へ通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-19 工期変更</p> <p>1. 契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. ～5. [略]</p> <p>1-1-20 支給材料及び貸与品</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、契約約款第15条第1項の規定に基づき工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. ～6. [略]</p> <p>7. 受注者は、契約約款第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料（又は貸与品）返還書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出し、指示に従わなければならない。 なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、建設副産物が搬出される工事施工にあたっては、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、加熱アスファルト混合物等を省令に定める一定規模以上工事現場に搬入する場合は、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。 また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促</p>	<p>1-1-17 工事の一時中止</p> <p>1. 発注者は、契約約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、防風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-5 1 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等において、監督職員が必要と認めた場合には、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-1-19 工期変更</p> <p>1. 契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工事の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. ～5. [略]</p> <p>1-1-20 支給材料及び貸与品</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、契約約款第15条第1項の規定に基づき工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書その使用予定日の前日までに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. ～6. [略]</p> <p>7. 受注者は、契約約款第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」について、支給品清算書を監督職員を経由して発注者に提出し、指示に従わなければならない。 なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 また、返還に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、建設副産物が搬出される工事施工にあたっては、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、加熱アスファルト混合物等を省令に定める一定規模以上工事現場に搬入する場合は、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、実施後は、同システムにより実績を入力し、再生資源促進利用計画書（実施書）を作成し、工事完成時の技術管理報告書に含めて提出し、受注者は、工事完了後1年間保存しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を省令に定める一定規模以上工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。</p> <p>7. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p>

改正後

進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

8. 受注者は、建設発生土を搬入又は搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。

1-1-25 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1. ～6. [略]

7. 段階確認

- (1) 受注者は、表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、段階確認の具体的な実施方法（種別、細別、確認時期等）について、所定の様式に記載し、監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、表1-1 段階確認一覧表に示す以外に、完成時に不可視になる施工箇所等において監督員から指示があった箇所についても、段階確認を受けなければならない。受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会と情報を提供するものとする
また、遠隔確認により実施する場合は、「熊本県農林水産部建設現場の遠隔臨場試行要領」に基づき、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して、監督職員の確認を受けなければならない。

(4) ～ (6) [略]

(7) [略]

表1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
指定仮設工		設置完了時
土工		施工完了時
掘削工		土（岩）質の変化した時
<u>道路土工</u>	<u>路床盛土工</u> <u>下層路盤工</u>	<u>ブルーフローリング実施時</u>
<u>路盤工</u>	<u>路床置換工</u> <u>下層路盤工</u> <u>上層路盤工</u>	<u>施工完了時</u>
<u>舗装工</u>	<u>表層</u>	<u>施工完了時</u>

改正前

8. 建設発生土を搬入又は搬出する場合には、受注者は工事の実施に際して、建設発生土情報交換システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合にはシステムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には監督職員と協議しなければならない。

1-1-25 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1. ～6. [略]

7. 段階確認

- (1) 受注者は、表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、段階確認の具体的な実施方法（種別、細別、確認時期等）について、所定の様式に記載し、監督職員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、表1-1 段階確認一覧表に示す以外に、完成時に不可視になる施工箇所等において監督員から指示があった箇所についても、段階確認を受けなければならない。受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会と情報を提供するものとする
また、遠隔確認により実施する場合は、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して、監督職員の確認を受けなければならない。
- (4) ～ (6) [略]
- (7) [略]

表1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
指定仮設工		設置完了時
土工		施工完了時
掘削工		土（岩）質の変化した時
<u>道路土工（路床盛土工）</u> <u>舗装工（下層路盤）</u>		<u>ブルーフローリング実施時</u>
<u>舗装工</u>	<u>下層路盤、上層路盤</u>	<u>施工完了時</u>

改正後

種別	細別	確認時期
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄査据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時

改正前

種別	細別	確認時期
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄査据え付け完了時 本体設置前（オープンケーソン） 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時

改正後

種 別	細 別	確認時期
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時鉄筋組立て完了時埋戻し前
躯体工 R C躯体工		査座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)
ポストテンションT(I)桁製作工 レベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)

改正前

種 別	細 別	確認時期
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時鉄筋組立て完了時埋戻し前
躯体工 R C躯体工		査座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)
ポストテンションT(I)桁製作工 レベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P Cホロースラブ製作工 P C版桁製作工 P C箱桁製作工 P C片持箱桁製作工 P C押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)

改正後

第2章 材料

第1節 一般事項

2-1-1 適用

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に示す場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が**承諾**した材料及び**設計図書**に示されていない仮設材料については除くものとする。

また、**設計図書**に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、**「グリーン購入法」第6条**に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に示される環境負荷低減に資する物品等（特定調達品目）として指定されている材料の優先使用について、監督職員と**協議**するものとする。

2-1-2 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

1. ～6. [略]

表2-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分/細別		品目	対応JIS規格 (参考)
I セメント		ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 <u>ワイヤロープ</u>	<u>ワイヤロープ</u>	JIS G 3525

2-4-10 コンクリート用骨材

1. **設計図書**に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) J I S A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)
- (2) J I S A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 (高炉スラグ骨材))
- (3) J I S A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材 (フェロニッケルスラグ骨材))
- (4) J I S A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材 (銅スラグ骨材))
- (5) J I S A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)
- (6) J I S A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
- (7) J I S A 5308 (レディミクストコンクリート) 附属書A (レディミクスト コンクリート用骨材)

2. ～3. [略]

2-4-11 アスファルト舗装用骨材等

1. ～2. [略]

改正前

第2章 材料

第1節 一般事項

2-1-1 適用

工事に使用する材料は、**設計図書**に品質規格を特に示す場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が**承諾**した材料及び**設計図書**に示されていない仮設材料については除くものとする。

また、**設計図書**に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、**「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」**に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に示される環境負荷低減に資する物品等（特定調達品目）として指定されている材料の優先使用について、監督職員と**協議**するものとする。

2-1-2 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

1. ～6. [略]

表2-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分/細別		品目	対応JIS規格 (参考)
I セメント		ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 <u>ワイヤロープ</u>	<u>ワイヤロープ</u>	JIS G 3525

2-4-10 コンクリート用骨材

1. **設計図書**に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

- (1) J I S A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)
- (2) J I S A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 -第1部: 高炉スラグ骨材)
- (3) J I S A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材 -第2部: フェロニッケルスラグ骨材)
- (4) J I S A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材 -第3部: 銅スラグ骨材)
- (5) J I S A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材)
- (6) J I S A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)
- (7) J I S A 5021 (コンクリート用再生骨材H)

2. ～3. [略]

2-4-11 アスファルト舗装用骨材等

1. ～2. [略]

改正後

3. 碎石の粒度は、**設計図書**に示す場合を除き、舗装施工便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし、**表2-4-1**の規格に適合したものとする。
表2-4-1 碎石の粒度
 [略]
4. 再生碎石
 再生碎石の粒度は、**表2-4-2**の規格に適合したものとする。
表2-4-2 再生碎石の粒度
 [略]
5. 再生粒度調整碎石
 再生粒度調整碎石の粒度は、**表2-4-3**の規格に適合したものとする。
表2-4-3 再生粒度調整碎石の粒度
 [略]
6. [略]
7. アスファルト用再生骨材
 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、**設計図書**に示す場合を除き舗装再生便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし、**表2-4-4**の規格に適合したものとする。
表2-4-4 アスファルトコンクリート再生骨材の品質
 [略]
8. ～9. [略]
10. 安定材
 (1) 瀝青材料
 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、**舗装施工便覧に規定する**に示す舗装用石油アスファルトの規格及び**JIS K 2208**石油アスファルト乳剤の規格に適合したものとする。

[削除]

改正前

3. 碎石の粒度は、**設計図書**に示す場合を除き、舗装施工便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし、**表2-2**の規格に適合したものとする。
表2-2 碎石の粒度
 [略]
4. 再生碎石
 再生碎石の粒度は、**表2-3**の規格に適合したものとする。
表2-3 再生碎石の粒度
 [略]
5. 再生粒度調整碎石
 再生粒度調整碎石の粒度は、**表2-4**の規格に適合したものとする。
表2-4 再生粒度調整碎石の粒度
 [略]
6. [略]
7. アスファルト用再生骨材
 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、**設計図書**に示す場合を除き舗装再生便覧（（公社）日本道路協会）によるものとし、**表2-5**の規格に適合したものとする。
表2-5 アスファルトコンクリート再生骨材の品質
 [略]
8. ～9. [略]
10. 安定材
 (1) 瀝青材料
 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、**表2-6**に示す舗装用石油アスファルトの規格及び**表2-7に示す**石油アスファルト乳剤の規格に適合したものとする。

表2-6 舗装用石油アスファルトの規格

種 類	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
項 目							
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0
伸度(15℃) Cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	240以上	210以上
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	二	二	二
薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	二	二	二
蒸発後の質量 変化率 %	二	二	二	二	0.5以下	1.0以下	1.0以下
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	二	二	二
密度(15℃) g/c cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上

改正後

[削除]

改正前

表2-7 石油アスファルト乳剤の規格

項目	種類及び記号								ノニオン乳剤	
	カチオン乳剤									
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1		
エングラード度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30		
ふるい残留分(質量%) (1.18mm)	0.3以下								0.3以下	
付着度	2/3以上				二				二	
粗粒度骨材混合性	二				均等であること	二			二	
密粒度骨材混合性	二				均等であること	二		二		
土混り骨材混合性 (質量%)	二						5以下		二	
セメント混合性 (質量%)	二								1.0以下	
粒子の電荷	陽 (+)								二	
蒸発残留分 (質量%)	60以上		50以上		57以上			57以上		
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下		
	トルエン可溶分 (質量%)	98以上				97以上			97以上	
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下								1以下	
凍結安定度 (-5℃)	二	粗粒子、塊がないこと		二						
主な用途	表面処理用	温暖期浸透用及び	寒冷期浸透用及び	安定処理層養生用及びセメント	プライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	安定処理剤 セメント・アスファルト乳剤

[注1] 種類記号の説明 P：浸透用乳剤、M：混合用乳剤、K：カチオン乳剤、N：ノニオン乳剤

[注2] エングラード度が15以下の乳剤についてはJIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.3エングラード度試験方法によって求め、15を超える乳剤についてはJIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.4セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラード度に換算する。

(2) セメント安定処理に使用するセメントは、設計図書で示す場合を除き、原則としてJIS R 5211高炉セメントの規格に適合するものとするものとし、施工上の都合からやむを得ず他のセメントを使用する場合、監督職員と協議するものとする。

(3) 石灰安定処理に使用する石灰の品質は、JIS R 9001工業用石灰に規定される生石灰の工業用石灰の規格に適合したものとする。

2. セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、およびJIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。

3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定される生石灰 (特号および1号)、消石灰 (特号および1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

改正後	改正前
<p>第5節 鋼材</p> <p>2-5-2 鋼材</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 鋼管</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管) 記号 SUS-TP</p> <p>(10)～(11)</p> <p>4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 DI～4、<u>DS、DPF</u></p> <p>(11)～(15) [略]</p> <p>(16) J D P A G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW</p> <p>2-5-6 鉄線じゃかご</p> <p>鉄線じゃかごの規格及び品質は、以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき膜厚42μm以上のめっき鉄線を使用するものとする。</p> <p>(1) J I S A 5513 (じゃかご)</p> <p>第6節 セメント及びセメント混和材料</p> <p>2-6-2 セメント</p> <p>セメントは、<u>表2-6-1のJIS</u>の規格に適合したものとする。 <u>表2-6-1</u>セメントの種類 (JIS) [略]</p> <p>第7節 <u>プレキャストコンクリート製品</u></p> <p>2-7-1 一般事項</p> <p>1. <u>プレキャストコンクリート製品</u>は、有害なひび割れ、損傷等の欠点のないものとし、この種類、形状、寸法、強度等は、<u>設計図書</u>によるものとする。</p> <p>2. 製品には、原則として、製造工場名又はその略号呼名等を示す。</p> <p>3. <u>プレキャストコンクリート製品</u>は第1編3-7-9アルカリ骨材反応抑制対策(1)から(3)のうち、いずれの対策が講じられているか確認できる資料を監督職員に提出するものとする。</p> <p>2-7-2 <u>プレキャストコンクリート製品</u></p> <p><u>プレキャストコンクリート製品</u>は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>第8節 瀝青材料</p> <p>2-8-4 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、使用用途、資材別に次表の規格に適合するものとする。</p> <p><u>表2-8-1</u> 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系) [略]</p> <p><u>表2-8-2</u> 再生用添加剤の品質 (オイル系) [略]</p>	<p>第5節 鋼材</p> <p>2-5-2 鋼材</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 鋼管</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管) 記号 SUS-TP</p> <p>(10)～(11)</p> <p>4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) 記号 DI～4、<u>5</u></p> <p>(11)～(15) [略]</p> <p><u>(16) [新設]</u></p> <p>2-5-6 鉄線じゃかご</p> <p>鉄線じゃかごの規格及び品質は、以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m²以上のめっき鉄線を使用するものとする。</p> <p>(1) J I S A 5513 (じゃかご)</p> <p>第6節 セメント及びセメント混和材料</p> <p>2-6-2 セメント</p> <p>セメントは、<u>表2-8</u>の規格に適合したものとする。 <u>表2-8</u>セメントの種類 (JIS) [略]</p> <p>第7節 <u>コンクリート二次製品</u></p> <p>2-7-1 一般事項</p> <p>1. <u>コンクリート二次製品</u>は、有害なひび割れ、損傷等の欠点のないものとし、この種類、形状、寸法、強度等は、<u>設計図書</u>によるものとする。</p> <p>2. 製品には、原則として、製造工場名又はその略号呼名等を示す。</p> <p>3. <u>コンクリート二次製品</u>は第1編3-7-9アルカリ骨材反応抑制対策(1)から(3)のうち、いずれの対策が講じられているか確認できる資料を監督職員に提出するものとする。</p> <p>2-7-2 <u>コンクリート二次製品</u></p> <p><u>コンクリート二次製品</u>は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>第8節 瀝青材料</p> <p>2-8-4 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、使用用途、資材別に次表の規格に適合するものとする。</p> <p><u>表2-9</u> 再生用添加剤の品質 (エマルジョン系) [略]</p> <p><u>表2-10</u> 再生用添加剤の品質 (オイル系) [略]</p>

改正後

表2-8-3 再生用添加時の標準的性状

項目	標準的性状
動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000
引火点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以下

第9節 合成樹脂製品等

2-9-1 一般事項

1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

(1) ~ (9) [略]

(10) JWWA K 129 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)

(11) JWWA K 130 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)

(12) FRPM K 1111 (強化プラスチック複合管内圧管)

(13) FRPM K 111L (強化プラスチック複合管内挿用内圧管)

2. [略]

2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装

ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1. 直管部

内面 J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)

J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)

JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)

JWWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)

外面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

JWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)

2. 異形管部

内面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)

J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)

JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)

JWWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)

外面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)

3. 継手部

JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)

J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)

JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)

JWWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)

改正前

表2-11 再生用添加時の標準的性状

項目	標準的性状
動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000
引火点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以下
<u>密度 (15℃)g/cm³</u>	<u>報告</u>
<u>組成 (石油学会法 JPI-5 S-70-10)</u>	<u>報告</u>

[注]密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。

第9節 合成樹脂製品等

2-9-1 一般事項

1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

(1) ~ (9) [略]

(8) JWWA K 129 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)

(9) JWWA K 130 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)

(10) FRPM K 1111 (強化プラスチック複合管内圧管)

2. [略]

2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装

ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1. 直管部

内面 J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)

外面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

JWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)

2. 異形管部

内面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)

外面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)

3. 継手部

JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)

J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)

JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)

改正後	改正前
<p>第3章 施工共通事項 第3節 土工 3-3-7 作業土工 1. 床掘 (1)～(6) [略] (7) 受注者は、掘削において管布設、接合、基礎工、埋戻し等の作業及び管体の安全を考慮して必要な幅員及び法勾配を確保するものとし、過掘りの発生は極力避けなければならない。継手掘り箇所又は、やむを得ず基礎地盤を過掘りした場合、良質な材料を用いて締固め、当初地盤と同等程度に復元しなければならない。 (8) [略]</p> <p>第4節 基礎工 3-4-2 既製杭工 1. コンクリート杭 (1)～(4) (5) 受注者は、本条に示されていない事項について、J I S A 7201 (<u>既製コンクリートくいの施工基準</u>) によるものとする。 (6) 受注者は、J I S A 7201 (<u>既製コンクリートくいの施工基準</u>) で定められた埋込み工法を用いる施工において、先端処理方法がセメントミルク噴出攪拌方式、又はコンクリート打設方式の場合、杭先端が設計図書に示す支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員に提出しなければならない。 セメントミルクの噴出攪拌方式の場合、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて設計図書に示す位置まで杭先端部を根固めしなければならない。 (7)～(8) [略] 2. 鋼杭工 (1)～(2) [略] (3) 現場継手を溶接により行う場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。 1) 溶接工は、J I S Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) <u>又はJ I S Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)</u> に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(又は同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。 なお、同等以上の検定試験とは、W E S 8106 (基礎杭溶接技能者の資格認証基準：一般社団法人日本溶接協会)をいう。 2)～10) [略] (4) [略] 3. 木杭工 (1)～(2) [略]</p> <p>3-4-3 場所打杭工 1.～6. [略] 7. 受注者は、コンクリートの打込み及び養生に当たり、次の事項に注意しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) トレミー管先端は、原則として打込んだコンクリート <u>上面から</u> 2 m以上入れておくこと。</p>	<p>第3章 施工共通事項 第3節 土工 3-3-7 作業土工 1. 床掘 (1)～(6) [略] (7) 受注者は、掘削において管布設、接合、基礎工、埋戻し等の作業及び管体の安全を考慮して必要な幅員及び法勾配を確保するものとし、過掘りの発生は極力避けなければならない。継手掘り箇所又は、やむを得ず基礎地盤を過掘りした場合、良質な材料を用いて締固め、当初地盤と同等程度に復元しなければならない。 (8) [略]</p> <p>第4節 基礎工 3-4-2 既製杭工 1. コンクリート杭 (1)～(4) (5) 受注者は、本条に示されていない事項について、J I S A 7201 (<u>遠心力コンクリートくいの施工標準</u>) によるものとする。 (6) 受注者は、J I S A 7201 (<u>遠心力コンクリートくいの施工標準</u>) で定められた埋込み工法を用いる施工において、先端処理方法がセメントミルク噴出攪拌方式、又はコンクリート打設方式の場合、杭先端が設計図書に示す支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員に提出しなければならない。 セメントミルクの噴出攪拌方式の場合、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて設計図書に示す位置まで杭先端部を根固めしなければならない。 (7)～(8) [略] 2. 鋼杭工 (1)～(2) [略] (3) 現場継手を溶接により行う場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。 1) 溶接工は、J I S Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(又は同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。 <u>ただし、半自動溶接を行う場合は、J I S Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。</u> なお、同等以上の検定試験とは、W E S 8106 (基礎杭溶接技能者の資格認証基準：一般社団法人日本溶接協会)をいう。 2)～10) [略] (4) [略] 3. 木杭工 (1)～(2) [略]</p> <p>3-4-3 場所打杭工 1.～6. [略] 7. 受注者は、コンクリートの打込み及び養生に当たり、次の事項に注意しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) トレミー管先端は、原則として打込んだコンクリート <u>内に</u> 2 m以上入れておくこと。</p>

改正後	改正前
<p>(4)～(6) [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>3-4-5 オープンケーソン基礎工</p> <p>1.～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、<u>オープンケーソン</u>の1ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。</p> <p>4.～11. [略]</p> <p>3-4-10 コンクリート基礎工</p> <p>受注者は、コンクリート基礎に施工継目を設け分割して打設する場合、上部構造物の継手と同一箇所に継目がくるよう施工しなければならない。</p> <p>第5節 石・ブロック積(張)工</p> <p>3-5-1 一般事項</p> <p>第6節 法面工</p> <p>3-6-5 法枠工</p> <p>1. 現場打枠</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 中詰め</p> <p>1)～2)</p> <p>3) <u>受注者</u>は、枠内に玉石などを詰める場合、クラッシュラン等で空隙を充填しながら施工しなければならない。</p> <p>4)～5)</p> <p>2.～3. [略]</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 混和剤を溶かすのに用いた水、又は混和剤を薄めるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部とする。</p> <p>3. 受注者は、各材料を<u>バッチ分ずつ</u>一練り分毎に質量で計量しなければならない。</p> <p>ただし、水及び混和剤溶液は<u>表 3-7-1 に示した許容差内である場合</u>、容積で計量してもよい。</p> <p>なお、<u>バッチの量</u>は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p> <p>3-7-7 塩化物含有量の限度</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 練り混ぜ時におけるコンクリート中の<u>全塩化物量</u>は、原則として、0.30kg/m³以下とする。</p> <p>ただし、鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリートの場合で、塩化物イオン量の少ない材料の入手が著しく困難な場合、<u>全塩化物量</u>の許容値を0.60 kg/m³以下とすることができる。</p> <p>この場合、工事着手前に監督職員の<u>承諾</u>を得るものとする。</p> <p>3-7-10 コンクリート打込み</p> <p>1.～8. [略]</p> <p>9. 受注者は、コンクリートを<u>2層</u>以上に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、<u>上下層</u>が一体となるように施工しなければならない。</p> <p>10.～11. [略]</p>	<p>(4)～(6) [略]</p> <p>8. [略]</p> <p>3-4-5 オープンケーソン基礎工</p> <p>1.～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、ケーソンの1ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。</p> <p>4.～11. [略]</p> <p>3-4-10 コンクリート基礎工</p> <p>受注者は、コンクリート基礎に施工継目を設け分割して打設する場合、上部構造物の継手と同一箇所に継目がくるよう施工しなければならない。</p> <p>第5節 石・ブロック積(張)工</p> <p>3-5-1 一般事項</p> <p>第6節 法面工</p> <p>3-6-5 法枠工</p> <p>1. 現場打枠</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) 中詰め</p> <p>1)～2)</p> <p>3) <u>請負者</u>は、枠内に玉石などを詰める場合、クラッシュラン等で空隙を充填しながら施工しなければならない。</p> <p>4)～5)</p> <p>2.～3. [略]</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>1. [略]</p> <p>2. <u>混合材</u>を溶かすのに用いた水、又は混和剤を薄めるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部とする。</p> <p>3. 受注者は、各材料を一練り分毎に質量で計量しなければならない。</p> <p>ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。なお、<u>一練りの量</u>は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p> <p>3-7-7 塩化物含有量の限度</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 練り混ぜ時におけるコンクリート中の<u>塩化物イオン総量</u>は、原則として、0.30kg/m³以下とする。</p> <p>ただし、鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリートの場合で、塩化物イオン量の少ない材料の入手が著しく困難な場合、<u>塩化物イオン総量</u>の許容値を0.60 kg/m³以下とすることができる。</p> <p>この場合、工事着手前に監督職員の<u>承諾</u>を得るものとする。</p> <p>3-7-10 コンクリート打込み</p> <p>1.～8. [略]</p> <p>9. 受注者は、コンクリートを<u>2層</u>以上に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、<u>上層と下層</u>が一体となるように施工しなければならない。</p> <p>10.～11. [略]</p>

改正後

第8節 型枠及び支保

3-8-2 型枠

1. ～2. [略]
3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を**施工計画書**に記載しなければならない。
なお、これらの締付け**金物**を型枠取り外し後、コンクリート表面に残してはならない。
4. ～5. [略]

第9節 鉄筋

3-9-3 鉄筋の継手

1. ～6. [略]
7. [略]
 - (1) [略]
 - (2) 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。
ただし、既に直角かつ平滑である場合**又は**鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、錆、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。

第12節 安全施設工

3-12-2 安全施設工

1. ～8. [略]
9. 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛メッキ仕様等が**設計図書**に示されていない場合、表3-12-1又は同等以上の製品とする。

表 3-12-1 溶融亜鉛めっき等の仕様

塗装仕様	柱材、胴縁	金具	網線材径mm	網目mm
溶融亜鉛めっき	HD <u>Z T 56-56 μ m</u>	HD <u>Z T 49</u>	3.2	56
塩ビ被覆	HD <u>Z T 56-56 μ m</u>	HD <u>Z T 49</u>	3.2	50
めっき着色塗装	HD <u>Z T 56-56 μ m</u>	HD <u>Z T 49</u>	3.2	56

3-13-6 固結工

1. 本条における攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。
2. ～10. [略]

第18節 用地境界工

3-18-1 一般事項

1. [略]
2. 受注者は、境界杭（鋸）の設置位置については、監督職員の**確認**を受けるものとし、設置**あたり**、隣接所有者と**トラブル等**が生じた場合、直ちに作業を中止し、監督職員に**報告**しなければならない。

3-18-2 境界杭

1. 受注者は、境界杭の選定に当たり、規格（10cm×10cm）で長さ80cmの鉄筋コンクリート杭を標準とする。
2. 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の矢印の先端を用地境界線に一致させ、杭が内側（官地側）になるように施工しなければならない。
2. 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の矢印の先端を用地境界線に一致させ、杭が内側（官地側）になるように施工しなければならない。
3. 受注者は、境界杭の設置に当たり、杭頭部が地上に30cmから40cm程度出るようにし、できるだけ鉛直に固定しなければならない。

改正前

第8節 型枠及び支保

3-8-2 型枠

1. ～2. [略]
3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を**施工計画書**に記載しなければならない。
なお、これらの締付け**材**を型枠取り外し後、コンクリート表面に残してはならない。
4. ～5. [略]

第9節 鉄筋

3-9-3 鉄筋の継手

1. ～6. [略]
7. [略]
 - (1) [略]
 - (2) 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既に直角かつ平滑である場合**や**鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げるとともに、錆、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。

第12節 安全施設工

3-12-2 安全施設工

1. ～8. [略]
9. 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛メッキ仕様等が**設計図書**に示されていない場合、表3-12-1又は同等以上の製品とする。

表 3-12-1 溶融亜鉛めっき等の仕様

塗装仕様	柱材、胴縁	金具	網線材径mm	網目mm
溶融亜鉛めっき	HD <u>Z 40-400 g / m²</u>	HD <u>Z 35</u>	3.2	56
塩ビ被覆	HD <u>Z 40-400 g / m²</u>	HD <u>Z 35</u>	3.2	50
めっき着色塗装	HD <u>Z 40-400 g / m²</u>	HD <u>Z 35</u>	3.2	56

3-13-6 固結工

1. 本条における攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌**及び**スラリー攪拌を示すものとする。
2. ～10. [略]

第18節 境界工

3-18-1 一般事項

1. [略]
2. 受注者は、境界杭（鋸）の設置位置については、監督職員の**確認**を受けるものとし、設置に**際して**隣接所有者と**問題**が生じた場合、すみやかに監督職員に**報告**しなければならない。
3. 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の矢印の先端を用地境界線に一致させ、杭が内側（官地側）になるように施工しなければならない。
4. 受注者は、境界杭の設置に当たり、杭頭部が地上に30cmから40cm程度出るようにし、できるだけ鉛直に固定しなければならない。
5. 受注者は、境界杭の設置箇所が岩盤、構造物等のため、**設計図書**に示す深さに埋設できないときは、監督職員と**協議**しなければならない。

改正後	改正前
<p><u>4.</u> 受注者は、境界杭の設置箇所が岩盤、構造物等のため、設計図書に示す深さに埋設できないときは、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>第19節 構造物撤去工 3-19-3 取壊し工</p> <p>第20節 仮設工 3-20-9 トンネル仮設備工 1. ～8. [略] 9. 受注者は、<u>粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。）</u>について、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。 この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（<u>厚生労働省令和2年7月</u>）」に定める「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは<u>2mg/m³</u>以下とするが、中小断面のトンネル等で<u>2mg/m³</u>を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議のうえ可能な限り、<u>2mg/m³</u>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。 なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（<u>より効果的な換気方式への変更</u>、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。 また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p>	<p>第19節 構造物撤去工 3-19-3 構造物取壊し工</p> <p>第20節 仮設工 3-20-9 トンネル仮設備工 1. ～8. [略] 9. 受注者は、<u>換気の実施等の効果を確認するに当たり</u>、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月20日 基発0720第2号）」に定める「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは<u>3mg/m³</u>以下とするが、中小断面のトンネル等で<u>3mg/m³</u>を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議のうえ可能な限り、<u>3mg/m³</u>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。 なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。 また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第2編 工事別編</p> <p>第1章 ほ場整備工事</p> <p style="text-align: center;">【水田ほ場整備編】</p> <p>第3節 整地工 1-3-1 整地工 1. 表土剥ぎ取り [略] 2. 基盤造成 (1) 基盤造成は整地工において最も重要な工程であり、しかも工事終了後では不良箇所の手直しがきわめて困難であるので、受注者は、施工に当たって特に入念に仕上げなければならない。</p> <p>第6節 排水路工 1-6-6 付帯工 <u>1. 付帯工の施工については、本章1-4-6付帯工の規定によるものとする。</u></p> <p>第7節 道路工 1-7-1 一般事項 1. ～4. [略] 5. 県道、市町村道及びその他の道路の付け替えにあたって、その機能から前項の規定により難しい場合は第2編第3章<u>舗装工事・道路改良工事</u>に準ずるものとする。 6. [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2編 工事別編</p> <p>第1章 ほ場整備工事</p> <p style="text-align: center;">【水田ほ場整備編】</p> <p>第3節 整地工 1-3-1 整地工 1. 表土剥ぎ取り [略] 2. 基盤造成 (1) 基盤造成は整地工において最も重要な工程であり、しかも工事終了後では不良箇所の手直しがきわめて困難であるので、受注者は、施工に当たって特に入念に仕上げなければならない。</p> <p>第6節 排水路工 1-6-6 付帯工 <u>1. 一筆排水口は、設計図書で指定がない限り原則として1耕区に1箇所（30アール当たり）とし、耕区の下流側に田面より十分な深さに設置するものとする。</u> <u>2. 一筆排水口の構造については、設計図書によるが一筆排水口パイプ等の長さは現地条件により相違することがあるので、受注者は耕作上の支障にならないよう注意して施工しなければならない。</u> <u>3. その他、付帯工の施工については、本章1-4-6付帯工の規定によるものとする。</u></p> <p>第7節 道路工 1-7-1 一般事項 1. ～4. [略] 5. 県道、市町村道及びその他の道路の付け替えにあたって、その機能から前項の規定により難しい場合は第2編第3章<u>農道工事</u>に準ずるものとする。 6. [略]</p>

改正後	改正前
<p>第3章 舗装工事・道路改良工事 第8節 カルバート工 3-8-5 プレキャストカルバート工 1. ～2. [略] 3. 受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工について、道路土工カルバート工指針（（公社）日本道路協会）7-2-<u>(2) 2</u> 敷設工の規定によらなければならない。 これ以外の施工方法による場合は、<u>設計図書</u>に関して、事前に監督職員の<u>承諾</u>を得るものとする。</p> <p>第14節 付帯施設工 1. [略] 2. 材料 (1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。 <u>1) 標識板</u> <u>(ア) J I S G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)</u> <u>(イ) J I S G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)</u> <u>(ウ) J I S K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)</u> <u>(エ) J I S H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)</u> <u>(オ) J I S K 6718 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部：キャスト板)</u> <u>(カ) ガラス繊維強化プラスチック板 (F. R. P)</u> <u>2) 支柱</u> <u>(ア) J I S G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)</u> <u>(イ) J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)</u> <u>(ウ) J I S G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)</u> <u>(エ) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</u> <u>3) 補強材及び取付金具</u> <u>(ア) J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</u> <u>(イ) J I S G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)</u> <u>(ウ) J I S G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)</u> <u>(エ) J I S H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材)</u> <u>4) 反射シート</u> <u>標識板に使用する反射シートの性能は表3-14-1に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。</u> <u>なお、表3-14-1に示した品質以外の反射シートを用いる場合、受注者は監督職員の 承諾を得るものとする。</u></p>	<p>第3章 舗装工事・道路改良工事 第8節 カルバート工 3-8-5 プレキャストカルバート工 1. ～2. [略] 3. 受注者は、プレキャストボックスの縦締め施工について、道路土工カルバート工指針（（公社）日本道路協会）7-2-<u>2 (2)</u> 敷設工の規定によらなければならない。 これ以外の施工方法による場合は、<u>設計図書</u>に関して、事前に監督職員の<u>承諾</u>を得るものとする。</p> <p>第14節 付帯施設工 1. [略] 2. 材料 (1) 標識工で使用する標識の品質規格は、<u>第1編2-13-1道路標識の規定によるものとする。</u> <u>[新設]</u></p>

改正後

改正前

表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)

	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
封入レンズ型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
		40°	110	70	16	8.0	16
	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11
		40°	95	64	13	7.0	11
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2
(H) 広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	430	350	70	30	45
		30°	235	190	45	16	23
	20° (0.33°)	5°	300	250	45	20	33
		30°	150	130	20	10	18
	30° (0.5°)	5°	250	200	40	18	25
		30°	170	140	20	12	19
	1.0°	5°	80	65	12	4.0	9.0
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0
封入プリ	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0

[新設]

改正後

ズム型	30´ (0.5´)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5
		30°	15	13	4.0	1.0	2.2
	1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0
		30°	12	10	3.0	0.8	1.8
カブセルブリズム型	12´ (0.2´)	5°	250	170	45	20	45
		30°	150	100	25	11	25
	20´ (0.33´)	5°	180	122	25	14	21
		30°	100	67	14	7.0	11
ブリズム型	30´ (0.5´)	5°	150	110	25	13	21
		30°	72	54	13	6.0	10
	1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0
		30°	12	10	3.0	0.8	1.8
広角ブリズム型	12´ (0.2´)	5°	570	380	75	50	70
		30°	235	190	45	16	25
	20´ (0.33´)	5°	400	280	54	30	50
		30°	170	140	20	12	19
	30´ (0.5´)	5°	300	230	45	30	45
		30°	170	140	20	12	19
	1.0°	5°	120	70	14	5.0	10
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0

注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117 (再帰性反射材) による。

(2) ~ (3) [略]

3. 標識工

(1)

1) ~16) [略]

17) 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その膜厚を J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HD Z T 77) 77µm (片面の膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HD Z T 63) 63µm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HD Z T 49) 49µm (片面の付着量) 以上とするものとする。

18) ~21) [略]

(2) ~ (3) [略]

3-14-6 境界工

境界工の施工については、第1編第3章第18節用地境界工の規定によるものとする。

第5章 水路工事

第7節 暗渠工

5-7-3 プレキャスト暗渠工

1. ~3. [略]

4. 受注者は、サイホン工の漏水試験を、次により行うものとする。

(1) 漏水試験については、次の(2)を除き土木工事施工管理基準品質管理参考資料1 (農林水産省農村振興局) 管水路の通水試験を参考とする。

(2) [略]

改正前

[新設]

(2) ~ (3) [略]

3. 標識工

(1)

1) ~16) [略]

17) 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HD Z 55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HD Z 45) 450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HD Z 35) 350g/m² (片面の付着量) 以上とするものとする。

18) ~21) [略]

(2) ~ (3) [略]

3-14-6 境界工

境界工の施工については、第1編第3章第18節境界工の規定によるものとする。

第5章 水路工事

第7節 暗渠工

5-7-3 プレキャスト暗渠工

1. ~3. [略]

4. 受注者は、サイホン工の漏水試験を、次により行うものとする。

(1) 漏水試験については、次の(2)を除き土木工事施工管理基準 (農林水産省農村振興局) 参考資料1 管水路の通水試験を参考とする。

(2) [略]

改正後	改正前
<p>第6章 排水路工事・河川工事 第4節 構造物撤去工 6-4-1 一般事項 1. 構造物撤去工としてコンクリート構造物取壊し、道路施設撤去、旧橋撤去その他これらに類する工種について定めるものとする。 2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-22建設副産物の規定によらなければならない。 3. 受注者は、コンクリート殻等の運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。 <u>6-4-2 取壊し工</u> 構造物の取壊しに当たっては第1編3-19-3取壊し工の規定によるものとする。</p> <p>第6節 法覆護岸工 6-6-3 コンクリートブロック工 1. ～4. [略] 5. 緑化ブロック工の施工については、第1編第3章第5節<u>石、ブロック積（張）工</u>の規定によるものとする。 6. 環境護岸ブロック工の施工については、第1編第3章第5節<u>石、ブロック積（張）工</u>の規定によるものとする。 7. 石張り、石積み工の施工については、第1編第3章第5節<u>石、ブロック積（張）工</u>の規定によるものとする。 8. [略]</p> <p>第7章 管水路工事 第6節 管体工 7-6-4 鋼管布設工 1. 工場製作 [略] 2. 据付 (1)～(2) [略] (3) 塗覆装 1) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1. 工場製作(3)塗覆装の規定によるものとする。 なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わないことを原則とする。 <u>ただし、内面塗装の施工管理、品質管理及び安全管理が確実に行われる場合は、この限りではない。</u> 2)～3) [略] 3. [略]</p> <p>第8章 畑かん施設工事 第2節 一般事項 8-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、<u>第2編7-2-1</u>適用すべき諸基準の規定によるものとする。 8-2-2 一般事項 一般事項については、<u>第2編7-2-2</u>一般事項の規定によるものとする。</p> <p>第8節 付帯工 8-8-1 <u>用地境界工</u> <u>用地境界杭</u>の設置にあたっては、第1編第3章第18節<u>用地境界杭工</u>の規定によるものとする。</p>	<p>第6章 排水路工事・河川工事 第4節 構造物撤去工 6-4-1 <u>構造物取壊し工</u> <u>1. 一般事項</u> (1) 構造物撤去工としてコンクリート構造物取壊し、道路施設撤去、旧橋撤去その他これらに類する工種について定めるものとする。 (2) 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-22建設副産物の規定によらなければならない。 (3) 受注者は、コンクリート殻等の運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。 <u>2. 構造物取壊し工</u> 構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3 <u>構造物取壊し工</u>の規定によるものとする。</p> <p>第6節 法覆護岸工 6-6-3 コンクリートブロック工 1. ～4. [略] 5. 緑化ブロック工の施工については、第1編<u>3-5-4緑化ブロック工</u>の規定によるものとする。 6. 環境護岸ブロック工の施工については、第1編第3章第5節<u>石、ブロック積（張）工</u>の規定によるものとする。 7. 石張り、石積み工の施工については、第1編<u>3-5-5石積（張）工</u>の規定によるものとする。 8. [略]</p> <p>第7章 管水路工事 第6節 管体工 7-6-4 鋼管布設工 1. 工場製作 [略] 2. 据付 (1)～(2) [略] (3) 塗覆装 1) 継手溶接部の内外面塗覆装は、本条1. 工場製作(3)塗覆装の規定によるものとする。なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わない<u>ものとする。</u> 2)～3) [略] 3. [略]</p> <p>第8章 畑かん施設工事 第2節 一般事項 8-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、<u>第1編3-2-1</u>適用すべき諸基準の規定によるものとする。 8-2-2 一般事項 一般事項については、<u>第1編3-2-2</u>一般事項の規定によるものとする。</p> <p>第8節 付帯工 8-8-1 境界工 境界杭の設置にあたっては、第1編第3章第18節境界工の規定によるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第9章 トンネル (NATM) 第2節 適用すべき諸基準 9-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 建設省 (2) 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説 (平成15年11月) (公社) 日本道路協会 (3) 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月) (公社) 日本道路協会 (4) トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) (公社) 土木学会 (5) トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) (公社) 土木学会 (6) トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月) (公社) 土木学会 (7) 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) (公社) 日本道路協会 (8) 道路トンネルにおける非常用施設 (警報装置) の標準仕様 (昭和43年12月) 建設省 (9) 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月) 国土交通省 (10) 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月) (公社) 日本道路協会 (11) 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月) (公社) 日本道路協会 (12) 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月) (公社) 日本道路協会 (13) ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月) 建設業労働災害防止協会 (14) 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) (公社) 日本道路協会 (15) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月) 厚生労働省 (16) 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針 (案) とその解説- (平成29年11月) (一財) 日本みち研究所 (17) 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) (一財) 日本みち研究所 (18) 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月) 厚生労働省</p> <p>第3節 トンネル掘削工 9-3-2 掘削工 1. 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。 また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。 2. ~7. [略]</p> <p>9-5-3 覆工コンクリート工 1. ~10. [略] 11. トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。 なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。 12. 受注者は、覆工のコンクリートの打設時期をトンネル (NATM) 計測要領 (案) (国土交通省) の計測 (A) の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第9章 トンネル (NATM) 第2節 適用すべき諸基準 9-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(1) 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 建設省 (2) 道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説 (平成15年11月) (公社) 日本道路協会 (3) 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月) (公社) 日本道路協会 (4) トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成28年8月) (公社) 土木学会 (5) トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成28年8月) (公社) 土木学会 (6) トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月) (公社) 土木学会 (7) 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) (公社) 日本道路協会 (8) 道路トンネルにおける非常用施設 (警報装置) の標準仕様 (昭和43年12月) 建設省 (9) 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月) 国土交通省 (10) 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月) 日 (公社) 日本道路協会 (11) 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月) (公社) 日本道路協会 (12) 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月) (公社) 日本道路協会 (13) ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月) 建設業労働災害防止協会 (14) 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) (公社) 日本道路協会 (15) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月) 厚生労働省 (16) 補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針 (案) とその解説- (平成29年11月) (一財) 日本みち研究所 (17) 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月) (一財) 日本みち研究所 (18) 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月) 厚生労働省</p> <p>第3節 トンネル掘削工 9-3-2 掘削工 1. 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、余掘を少なくするよう施工しなければならない。 また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。 2. ~7. [略]</p> <p>9-5-3 覆工コンクリート工 1. ~10. [略] [新設] 11. 受注者は、覆工のコンクリートの打設時期をトンネル (NATM) 計測要領 (案) (国土交通省) の計測 (A) の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第10章 フィルダム工事 第4節 基礎掘削工 10-4-1 堤体頂部掘削及び堤体部掘削</p> <p>1. 掘削分類 土砂掘削（転石等を含む）及び岩盤掘削に分類し、掘削は、次の2種類に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき監督職員が行うものとする。 ただし、本条5. 基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。</p> <p>2. ～7. [略]</p> <p>第8節 フィルダム堤体工 10-8-1 盛立工</p> <p>1. 基礎地盤確認後の再処理 受注者は、次の場合には監督職員の指示に従い、本章10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 5. 基礎地盤面の処理（5）の基礎地盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。 （1）基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合 （2）基礎地盤の確認後、地盤が著しく変化した場合</p> <p>2. ～7. [略]</p> <p>第9節 監査廊 10-9-1 掘削工 掘削工の施工については、本章10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削の規定によるものとする。</p> <p>第11章 コンクリートダム工事 第4節 基礎掘削 11-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削</p> <p>1. 掘削分類 堤体頂部掘削の掘削分類については、第2編10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 1. 掘削分類の規定によるものとする。</p> <p>2. 過堀の処理 過堀の処理については、第2編10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 2. 過堀の処理によるものとする。</p> <p>3. 付帯構造物 付帯構造物の施工については、第2編10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 3. 付帯構造物の規定によるものとする。</p> <p>4. 発破の制限 発破の制限については、第2編10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 4. 発破の制限の規定によるものとする。</p> <p>5. 基礎地盤面処理 基礎地盤面処理については、第2編10-4-1 堤体頂部掘削及び堤体部掘削 5. 基礎地盤面の処理の規定によるものとする。</p> <p>6. 不良岩等の処理 不良岩等の処理については、第2編10-4-1 堤体頂部掘削及び堤体部掘削 6. 不良岩等の処理の規定によるものとする。</p> <p>7. 基礎地盤の確認及び検査 基礎地盤の確認及び検査については、第2編10-4-1 堤体頂部掘削及び堤体部掘削 7. 基礎地盤の確認及び検査の規定によるものとする。</p> <p>8. [略]</p>	<p>第10章 フィルダム工事 第4節 基礎掘削工 10-4-1 堤体頂部掘削、10-4-2 堤体部掘削</p> <p>1. 掘削分類 掘削は、次の2種類に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき監督職員が行うものとする。 <u>（1）土砂掘削（転石等を含む）</u> <u>（2）岩盤掘削</u> ただし、本条5. 基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。</p> <p>2. ～7. [略]</p> <p>第8節 フィルダム堤体工 10-8-1 盛立工</p> <p>1. 基礎地盤確認後の再処理 受注者は、次の場合には監督職員の指示に従い、本章10-4-2 堤体部掘削 5. 基礎地盤面の処理（5）の基礎地盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。 （1）基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合 （2）基礎地盤の確認後、地盤が著しく変化した場合</p> <p>2. ～7. [略]</p> <p>第9節 監査廊 10-9-1 掘削工 掘削工の施工については、本章10-4-1 堤体頂部掘削の規定によるものとする。</p> <p>第11章 コンクリートダム工事 第4節 基礎掘削 11-4-1 堤体頂部掘削、11-4-2 堤体部掘削</p> <p>1. 掘削分類 堤体頂部掘削の掘削分類については、第2編10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 1. 掘削分類の規定によるものとする。</p> <p>2. 過堀の処理 過堀の処理については、第2編10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 2. 過堀の処理によるものとする。</p> <p>3. 付帯構造物 付帯構造物の施工については、第2編10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 3. 付帯構造物の規定によるものとする。</p> <p>4. 発破の制限 発破の制限については、第2編10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 4. 発破の制限の規定によるものとする。</p> <p>5. 基礎地盤面処理 基礎地盤面処理については、第2編10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 5. 基礎地盤面の処理の規定によるものとする。</p> <p>6. 不良岩等の処理 不良岩等の処理については、第2編10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 6. 不良岩等の処理の規定によるものとする。</p> <p>7. 基礎地盤の確認及び検査 基礎地盤の確認及び検査については、第2編10-4-1 堤体頂部掘削、第2編10-4-2 堤体部掘削 7. 基礎地盤の確認及び検査の規定によるものとする。</p> <p>8. [略]</p>

改正後

第7節 グラウチング工

11-7-3 カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工

カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工の施工については、第2編10-11-3 カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工の規定によるものとする。

第12章 PC橋工事

第1節 適用

12-1-1 適用

本章は、コンクリート橋架設、橋梁付属物、舗装その他これらに類する工種について適用するものとする。

12-6-3 グースアスファルト舗装工

1. ～8. [略]
- 9.

表 12-6-4 グースアスファルトの基準値

項目	基準値
流動性試験、リュエル流動性(240℃)	3～20 sec
貫入量試験、貫入量(40℃、52.5kg/5cm ² 、30分)	表層1～4 mm 基層1～6 mm
ホイルラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm ²)	300 回/mm 以上
曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上

注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧((公社) 日本道路協会)」を参照する。

第18章 ため池改修工事

第3節 堤体工

18-3-9 掘削土の搬出工

1. [略]
2. 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「土壌汚染対策法」を満たしていることを確認するものとする。
なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。

改正前

第7節 グラウチング工

11-7-3 カーテン・補助カーテングラウチング工

カーテン・補助カーテングラウチング工の施工については、第2編10-11-3 カーテン・補助カーテングラウチング工の規定によるものとする。

第12章 PC橋工事

第1節 適用

12-1-1 適用

本章~~本編~~は、コンクリート橋架設、橋梁付属物、舗装その他これらに類する工種について適用するものとする。

12-6-3 グースアスファルト舗装工

1. ～8. [略]
- 9.

表 12-6-4 グースアスファルトの基準値

項目	基準値
流動性試験、リュエル流動性(240℃) sec	3～20
貫入量試験、貫入量(40℃、52.5kg/5cm ² 、30分) mm	表層1～4 基層1～6
ホイルラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm ²) 回/mm	300以上
曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上

注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧((公社) 日本道路協会)」を参照する。

第18章 ため池改修工事

第3節 堤体工

18-3-9 掘削土の搬出工

1. [略]
2. 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「水質汚濁防止法に基づく排水基準(一律排水基準)」を満たしていることを確認するものとする。
なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。